

令和7年12月16日

件名 子ども・子育て支援法に基づく認定こども園に対する行政処分（確認の一部効力停止）について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第40条第1項第9号の規定に基づき、本日付けて、下記のとおり確認（※）の一部の効力を停止する行政処分を行いました。

記

1 対象法人

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人金陽会 |
| (2) 代表者 | 理事長 原崎 英敏 |
| (3) 所在地 | 群馬県高崎市金古町1921-1 |

2 対象施設

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 施設種別 | 幼保連携型認定こども園 |
| (2) 施設名 | 星の光こども園 |
| (3) 所在地 | 群馬県高崎市金古町1921-1 |

3 確認の一部効力停止の内容及び期間

- 新規利用者受入停止
令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間

4 確認の一部効力停止の理由

幼保連携型認定こども園星の光こども園において、令和7年8月上旬に複数の保育教諭が退職届を提出し、同月末日をもって退職することとなった。

上記退職届が提出されたことにより、9月以降の認定こども園の適正な運営が損なわれるおそれがあることから、市は、当該事態を未然に防止するため、再三にわたり必要な措置を講じるよう指導及び助言を行ってきたが、市からの再三の指導にもかかわらず、運営方針の決定が遅れ、必要な保育教諭の確保もできなかつたため、法人は、8月22日に9月以降の受入児童数を減らさざるを得ないと判断し、保護者及び市に対して一部園児の緊急転園措置を依頼し、25名の園児をわずか1週間程度の予告期間で転園させることとなった。

法人の一連の行為によって、児童及び保護者に著しい負担を強いたことは、事業者としての責務を適切に果たしていないものであることから、法第40条第1項第9号に規定する「教育・保育に関し著しく不当である行為」に該当すると認定したため。

※「確認」とは・・・認定こども園が運営費（施設型給付費）の支給を受けるうえで必要となる、法第27条第1項に規定する確認。

【本件に関する問い合わせ】

- ①福祉部保育課 課長 嶋田 良輔
電話:027-321-1246 (内線 3260)
②福祉部指導監査課 課長 釜井 克倫
電話:027-321-1354 (内線 3370)

○添付資料 有・無
○写真等データ 有・無